

(記載要領) ……路外駐車場設置(変更)届出書

「駐車場管理者の住所および氏名または名称」…当該駐車場の設置管理者の住所・氏名を記載する。法人の場合は法人名および代表者名を記載する。なお、届出書への押印は省略することができます。(平成11年1月11日より)

「駐車場の名称」…(例)金沢〇〇駐車場

「駐車場の位置」…駐車場の所在地 〇丁目〇番地まで記載する。

「駐車場区域の面積」…駐車場全体の区域の面積(駐車スペース・車路・料金徴収施設・操車場所・乗降場・その他駐車場に必要な施設の総面積)

「駐車場の用に供する部分の面積」…駐車スペース・車路の総面積

「駐車のに供する部分の面積」…駐車スペースの総面積

「一般公共の用に供する部分」…時間貸しによる駐車のに供する部分の面積。白線等で区画されている場合はその合計、機械式の場合はパレットの面積に台数を乗じた面積とする。ただし、面積の算定しにくいものは、小型車用 12 m^2 ・普通車用 15 m^2 と見なし算定しても良い。

「それ以外の部分」…月極契約や専用使用など特定の顧客の駐車のに供する部分の面積

「建築物である部分」…駐車場の形態・建築物の構造上の種別(木造、耐火、構造等)・階数・建築面積・避難階段の数を記載する。なお、大建造物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載する。

(例)自走式立体駐車場、鉄骨造(耐火)地〇上階、面積〇〇 m^2 、階段数〇

「建築物でない部分」…駐車のに供する部分・車路のみ記載する。

(例)アスファルト舗装、簡易舗装等

「特殊の装置の有無」…機械式駐車装置を用いるか否かに応じて有・無のいずれかに〇をつける。有の場合は「特殊の装置"b"」を記入する。

「認定の番号」…用いる特殊の装置(機械式駐車装置)に係る建設大臣の認定の番号を記載する。

「特殊の装置の名称等」…用いる特殊の装置の名称(商品名)製造者名を記載する。

「それ以外の設備」…特殊の装置以外の換気・照明・警報装置、管理棟、料金徴収所、待合室、洗車場等の設備の概要を記載する。

「附帯業務のための施設」…路外駐車場に附帯して行う業務のため施設の概要を記載する。

(例)燃料販売、自動車修理、有料洗車場、売店等

「従業員概要」…常時、一時的に従事するものを区分し人数を記載する。

「供用開始(予定)日」…料金を徴収する等営業を開始した日を記載する。

(添附書類および図面)

「位置図」…路外駐車場全体、道路、近隣施設、方位、縮尺を記載した $S=1/10,000$ 以上の地図。

「平面配置図」…路外駐車場の附近道路・近隣施設等自動車の出入口に関する事項が判断でき、さらに区域、駐車白線区画、料金徴収所・照明等の設備および、方位、縮尺を記載した $S=1/200$ 以上の平面図。また、建築物の路外駐車場の場合は、各階の平面図並びに、2面以上の立面図縦断図を添付する。ただし、変更の届出においては、変更しようとする事項に係る図面のみ添付する。

(届出駐車場の設計基準の各事項に適合しているか判断しますので、関係事項が分かるよう記載すること。)

(記載要領) ……路外駐車場管理規定届出書

「駐車場の名称」…(例)金沢〇〇駐車場

「駐車場管理者の住所および氏名または名称」…当該駐車場の設置管理者の住所・氏名を記載する。法人の場合は法人名および代表者名を記載する。なお、届出書への押印は省略することができます。(平成11年1月11日より)

「駐車場の供用時間に関する事項」…平日並びに休日における供用時間の開始及び終了の時刻

「駐車料金に関する事項」…時間貸し運営の時間当たりの基本料金・追加料金・日泊料金(小型車・普通車・大型車等に区分されている場合はすべての駐車料金を記載する。また、近隣施設・商店街等と提携し特別割引が有る場合は、その内容、月極運営を行っている場合は、1箇月当たりの駐車料金もあわせて記載すること。

「駐車場の供用契約に関する事項」…駐車する自動車の滅失または損傷についての損害賠償に関する事項を含むものとする。

「国土交通省令で定める事項」…路外駐車場の構造上駐車することができない自動車、路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売・自動車の修理その他の業務の概要を記載する。

(路外駐車場管理規定届出書の各事項記入欄について)

別途管理規定を定めた書面がある場合または記入欄に書ききれない場合等は、その内容が分かる書面を添付し、該当する記入欄に“別添の通り”と記入する。

(備考)

届出の時期

- ・法12条の路外駐車場設置届出(路外駐車場の新たな建設または既存駐車場の路外駐車場への用途変更によるもの)については、それぞれの工事着手前、届出事項の変更にあたっては、その変更をしようとする時です。
- ・法13条の管理規定については、当該駐車場供用開始後10日以内に、その内容を変更したときは10日以内に届出なければならない。
- ・法14条の路外駐車場休止・廃止・再開届出については、当該駐車場の全部または一部を休止・廃止・再開した日から10日以内に届出なければならない。